

## 1. 弁理士という職業

皆さんは「発明」「商標」「著作物」といった言葉を聞いたことがありますか？ これらはいずれも知的財産の一つです。ここでは「創作活動の成果や業務上の信用という財産」だと理解してください。ポータブルゲーム機を例に説明します。動作を制御する集積回路や精細な画像を提供する表示素子、操作しやすいボタンの形状や配置等のアイディアは発明や考案と呼ばれます。ゲーム機自体の外観形状、画面の表示構成等のデザインは意匠と呼ばれます。ゲーム機の動作に必要なコンピュータプログラムやゲームのストーリーの原作は著作物です。またゲーム機自体の名称やゲーム機自体に貼付されている製造会社のマークは商標と呼ばれます。このように身近なものにもたくさんの知的財産が含まれています。そして弁理士とは「知的財産を保護する」ことを仕事としています。

ここで「保護」の意味ですが「一定の条件の下に、発明や商標を無断で真似させない(しない)こと」と理解してください。発明等の創作の完成や、商標への信用の蓄積には多くの費用や時間がかかります。ここで完成された発明等を誰でも無断で真似できるとしたらどうでしょうか。この場合、費用も時間もかからないため、その商品を安く販売、提供することが出来ます。そうすると実際に発明等を完成させた人が利益を得ることが出来なくなり、結果、発明等を積極的に開発しようとか信用ある取引をつづけようと言った意欲が低下します。これを回避し、社会の進歩発展を

進めるために「知的財産を保護する」必要があります。なおすべての知的財産が保護されるわけではありません。発明、意匠、商標については特許庁という行政機関によって「既に同じものが世の中に無いか」などの審査がなされ、これをパスしたものが保護の対象となります。

さて弁理士の仕事ですが、まずは発明等を保護の対象となるように特許庁の審査をパスさせることがあります。すなわち、発明等を完成させた人からその内容を伺って「世の中にあるものに比較して何が新しいか、それによってどんな効果があるか」といった本質的な部分をまとめて特許庁に申請する書類を作成します。そして特許庁の審査の中でその内容の説明をし、最終的にパスするように努力します。また審査をパスした場合は、発明等を完成させた人以外は無断で真似することが出来なくなります。そこでそのような行為がある場合には、その内容が本当に無断の真似かどうか鑑定を行い、その結果によってはその行為を中止してもらったり、行為の継続を許諾する代わり



に対価を支払ってもらったりする交渉を行います。裁判で代理人を務めることもあります。一方、発明を完成したといってもそれが他人の知的財産の真似に該当する場合は直ちに実施することが出来ません。そのため、世の中にどのような知的財産があるかを調査してアドバイスしたり、実施の許可を得るための交渉を行ったりもします。

ところで弁理士は自分で発明等を完成するわけではありません。しかし発明等を完成した人を代理し、その内容を書類に仕上げ、審査をパスさせること、そしてその結果をもって交渉によって

お客様の利益に結びつけることは、弁理士でなければできない仕事です。知的財産の保護を通じてお客様の役に立った時、何よりも強い達成感を得られます。



## 2. 弁理士になるための条件

法律と技術の両方の見識が求められます。逆に言うと文系、理系いずれの人にも活躍の場が開かれています。ただし発明等のアイディアに関連する分野では理系の人が多いと思います。また男性と女性とで差はありません。出産後も活躍されている方が多くいます。

なお国家資格が必要です。法律と技術についてマークシート、論文、面接の3つの試験に合格することが必要です。

そして、どの職業でも同じですが、多くの人と接することが不可欠です。お客様からの発明等の打合わせ、特許庁の審査での書類作成や説明、種々の交渉、いずれの場面でも、自分の考えを伝え、相手の考えを理解することが求められます。そしてマナーをもって接すること、当然に遅刻や忘れ物をしないこと、といったことはいうまでもありません。

最後に、どのような職業であっても、皆さんの経験(清教学園での生活も!)が必ず生きてきます。是非いろいろな経験を積んでいってください。社会で役に立つ人は、みな真剣で誠実でそして努力をしています。皆さんが真剣で誠実で努力する日々を過ごされ、豊かな経験を得られることを期待しております。

### Navi委員会からの質問

- Q1. 高校時代は文系、理系、その他のどの課程に属していましたか？
- A1. 理系でした。
- Q2. その職業に就くことを決意したのはいつですか？
- A2. 33才です。

